令和〇年（少）第〇号　道路交通法違反保護事件

意　見　書

令和〇年〇月〇日

福岡家庭裁判所　御中

少　　　　年　〇〇

付添人弁護士　福岡　九州男

少年に対する頭書事件について、付添人の意見は以下のとおりである。

意　　見　　の　　趣　　旨

　　少年については、審判不開始とするのが相当である。

意　　見　　の　　理　　由

第1　非行事実について

　　　本件非行は、少年が友人ら5名と共同のうえ、普通自動二輪車を運転し、後部に友人1名を同乗させ、普通自動二輪車を運転し、交差点内で一団となって渦巻状に旋回するなどの集団暴走を行った行為である。

少年は、非行事実について認めており、非行事実について、争いはない。

　　　本件非行の動機は、友人から誘われて断れずに行ったというものであり、少年自身が主体的に行ったものではない。また、少年が今までに集団暴走行為を行ったのは、本件非行のみである。

　　　したがって、少年の非行傾向が進んでいるということはできない。

第2　別件の審判で本件非行事実も加味されていること

　　少年は、令和〇年〇月〇日に、友人に無保険及び無車検のバイクを貸し、友人がそのバイクを運転したことを幇助したという道路運送車両法違反幇助、自動車損害賠償保障法違反幇助で逮捕され、令和〇年〇月〇日に少年審判にて、保護観察決定を受けた。（以下「別件という。」）少年は、現在、別件で保護観察処分中である。

　　少年は、別件での付添人との面談や調査官面接、審判において、本件非行事実についても話をしていて、反省を深めている。例えば、少年は、少年審判で裁判官に対し、本件非行の内容についても具体的に話をしたうえで、「（本件や別件も含めて）今まではこんぐらいしても大丈夫だろうと思っていたが、今回、逮捕されて自分が甘かったとわかった。事故で人を巻き込む可能性があり、遊び方を間違えていた。」などと述べている（添付資料1）。

　　したがって、別件の審判では、本件非行事実も加味したうえで、少年に保護観察処分が下されている。

第3　要保護性について

⑴　勤務状況について

　　少年は、現在、別件で逮捕される直前に就職が決まっていた〇にて、真面目に稼働している。少年は、本件で逮捕されなければ、〇月〇日から稼働し始める予定であったが、同日に本件で逮捕・勾留されたため稼働することができなくなった。

しかし、本件での少年の逮捕後、就業先の社長は、「少年が、釈放されれば、少年には当社で働いてもらう。」と確約した。そして、少年が釈放された後、社長は少年の雇用を継続しており、上記のとおり、少年は、現在も〇で真面目に稼働している。

　⑵　家族との関係について

　　少年の祖父母は、別件の際にも、ほぼ毎日少年の元を訪れて面会し、今までのこと、家族のことや今後のことを少年と話していたが、本件で逮捕・勾留された際にも、ほぼ毎日少年の元を訪れて面会を行っていた。

　　また、少年は、少年の祖父母を信頼し、少年の祖母は、少年の釈放の際には家庭裁判所に迎えに行き、保護者として身元引受人になり、少年のために精力的に活動している。

　　そして、少年の祖母は、少年が〇で稼働するために、毎日、少年の送り迎えを行っている。

　　したがって、少年の祖父母は、保護者として、少年を適切に看護・監督している。

⑶　バイクの処分について

　　少年は、別件の審判において、少年が所有しているバイクの処分を約束したところ、少年は、別件の審判後、すぐに別件で共犯者に貸したバイクを処分している（添付資料2、添付資料3）。

　　したがって、少年は、現在、バイクを所有していない。

⑷　少年について

　　少年の課題は、他人に流され、後先を考えずに大胆に行動する点にあり、本件非行時、交通に対する規範意識が欠如していた。

　　付添人は、別件から引き続き、少年の弁護人や付添人となり、活動を行っている。付添人は、別件の面会から引き続いて、少年と面会し、バイクの乗り方や交通ルール、今後の生活のことについて少年と話し合いを行った。

　　そして、本件で逮捕されてからも、少年は、付添人に対し、「当時の自分は甘かった。」などと述べ、さらに反省を深めている。

　　また、付添人は、少年が釈放されてからも少年と面談を行っているが、特段、変わった様子は見られず、真面目に仕事を行っている。保護司との関係も良好のようである。

　　したがって、少年自身も問題点をすでに解消しているといえる。

⑸　小結

　　以上から、少年は、別件審判後も再非行を起こすことなく、問題なく生活しており、少年の要保護性は既に解消されている。

第3　結論

　　　少年は、別件の審判において本件も加味したうえで、保護観察処分となったうえ、上記のとおり、少年の更生を支える周囲の環境は十分に整っており、少年自身も問題点を解消し、少年の要保護性は既に解消されており、再非行のおそれもなく、審判を行う必要性はない。

　　　よって、付添人は、少年を審判不開始とするのが相当と考える。

以　上

添付資料

資料1　審判調書

資料2　自動車検査証返納証明書

資料3　自動車検査証